

# 令和7年度札幌市ユニバーサルデザインタクシー導入補助金 二次申請の手引き

## 1 補助の概要

### (1) 補助対象者

- ア 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定事業を除く。）を営業者（タクシー事業者）
- イ 上記アとリース契約等を締結したリース事業者

### (2) 補助条件

以下の条件をすべて満たすこと。

- ア 実績報告書提出時に、補助車両使用事業者（補助車両を使用するタクシー事業者）が保有しているUDタクシー1台につき、ユニバーサルドライバー研修を受講した乗務員等を2名配置できること。ただし、この要件によって必要とされる乗務員が、勤務する全ての乗務員数を超える場合は、全ての乗務員がユニバーサルドライバー研修を受講した乗務員であること。
- イ 上記(1)でUDタクシーに配置された全乗務員が、国土交通省通知「ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施について」（平成30年11月8日付）に基づく研修（実車を用いた研修）を申請年度において実績報告書提出時までに2回以上受講すること。
- ウ 申請者及び補助車両使用事業者（申請者がリース事業者である場合のみ）において、市税を滞納していないこと。
- エ 申請者及び補助車両使用事業者（申請者がリース事業者である場合のみ）において、暴力団等でないこと。
- オ リース事業者が申請者となる場合は、貸与先のタクシー事業者が支払うリース料金を、少なくとも本補助金及び本補助事業に対して交付される他の補助金等を通常のリース料金から減額して設定すること。

### (3) 補助対象車両

以下の要件をすべて満たす車両。ただし、中古のものを除く。

- ア 令和7年（2025年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日まで納車の車両
- イ ハイブリッド自動車、その他市長が認める環境性能を有した車両であって、標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領（平成24年3月28日付国自旅第192号）に基づき国土交通大臣が認定したタクシー車両
- ウ 自動車検査証の使用の本拠の位置が、札幌市内の住所である車両
- エ 札幌市の他の補助金の交付を受けていない車両

(4) 補助額

認定レベル 1、2 については 1 台当たり 30 万円、認定レベル準 1 については 1 台当たり 20 万円を限度額とする

(5) 補助金交付対象車両の決定方法

二次募集のため、必要書類を全てご提出いただいた事業者様から先着で申請を受け付けます。

申請受付期間内であったとしても、申請金額が札幌市の予算額の上限に達し次第、締め切ります。

## 2 補助金の申請

(1) 申請期間

令和 7 年（2025 年）11 月 12 日（水）から同年 12 月 12 日（金）まで【必着】

(2) 申請書類

交付申請書（様式 1）

(3) 添付書類

| 書 類 |                                                                                                                                                 | 写し可否 |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 1   | 補助対象車両(様式 1 別紙)                                                                                                                                 | —    |
| 2   | 一般乗用旅客自動車運送事業者の認可書又は許可書                                                                                                                         | ○    |
| 3   | ユニバーサルデザインタクシーに配置する乗務員の一覧                                                                                                                       | ○    |
| 4   | 上記 3 に記載した全乗務員の研修の修了又は資格を証する書類                                                                                                                  | ○    |
| 5   | 上記 3 に記載した全ての乗務員の事業者と雇用関係にあることを証する書類(社員証等)<br>※ただし、上記 4 において、ユニバーサルドライバー研修修了証を提出した場合で、修了証に申請者（リース事業者が申請者の場合にあっては補助車両使用事業者）と同一の事業者名の記載がある場合は提出不要 | ○    |
| 6   | 【法 人】<br>○商業・法人登記事項証明書<br>【個人事業主】<br>○住民票(マイナンバーの記載のないもの)<br>○前年度の確定申告書<br>※ 登記事項証明書又は住民票は、申請受付開始日以降に発行された最新のもの                                 | ○    |
| 7   | 市民税納税証明書(指名願)<br>※ 申請受付開始日以降に発行された最新のもの                                                                                                         | ○    |

|    |                                     |   |
|----|-------------------------------------|---|
| 8  | 見積書又は注文書等(本体価格及び値引き額等の費用が明記されているもの) | ○ |
| 9  | 購入車両の自動車検査証記録事項(納車済である場合)           | ○ |
| 10 | その他市長が必要と認める書類                      | — |

注1：複数車両を申請する場合

上記1、8及び9は車両ごと、上記2～7は1部のみ書類を提出すること

注2：リース事業者による申請の場合

リース事業者が用意する書類：上記1、6～9

補助車両使用事業者が用意する書類：上記2～7

#### (4) 申請方法

郵送、電子メール、持参

#### ※電子メールで申請する場合の注意点

- ・ メールサイズ超過による申請受付漏れを防止するため、「添付ファイルあり」と「添付ファイルなし」の2通のメールを送信してください。
- ・ メール受信後、3営業日以内に受付完了の連絡をします。連絡がない場合、受付が完了していませんので担当課までお問い合わせください。なお、受付完了は交付決定ではありませんのでご注意ください。

#### (5) 書類の提出先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市まちづくり政策局 総合交通計画部 都市交通課

(ユニバーサルデザインタクシー導入補助担当)

電子メール: sogokotsul@city.sapporo.jp

#### (6) 備考

##### ア 交付申請について

災害による納車遅れなど真にやむを得ない場合を除き、交付決定通知を受けたタクシー事業者が、当該通知を受けてから90日以降に事業縮小(決定額からの減額)に伴う要綱第11条に規定する事業変更承認申請を行う場合又は要綱第12条に規定する補助事業中止承認申請を行う場合は、次回以降の配分順位を劣後させることがあります。

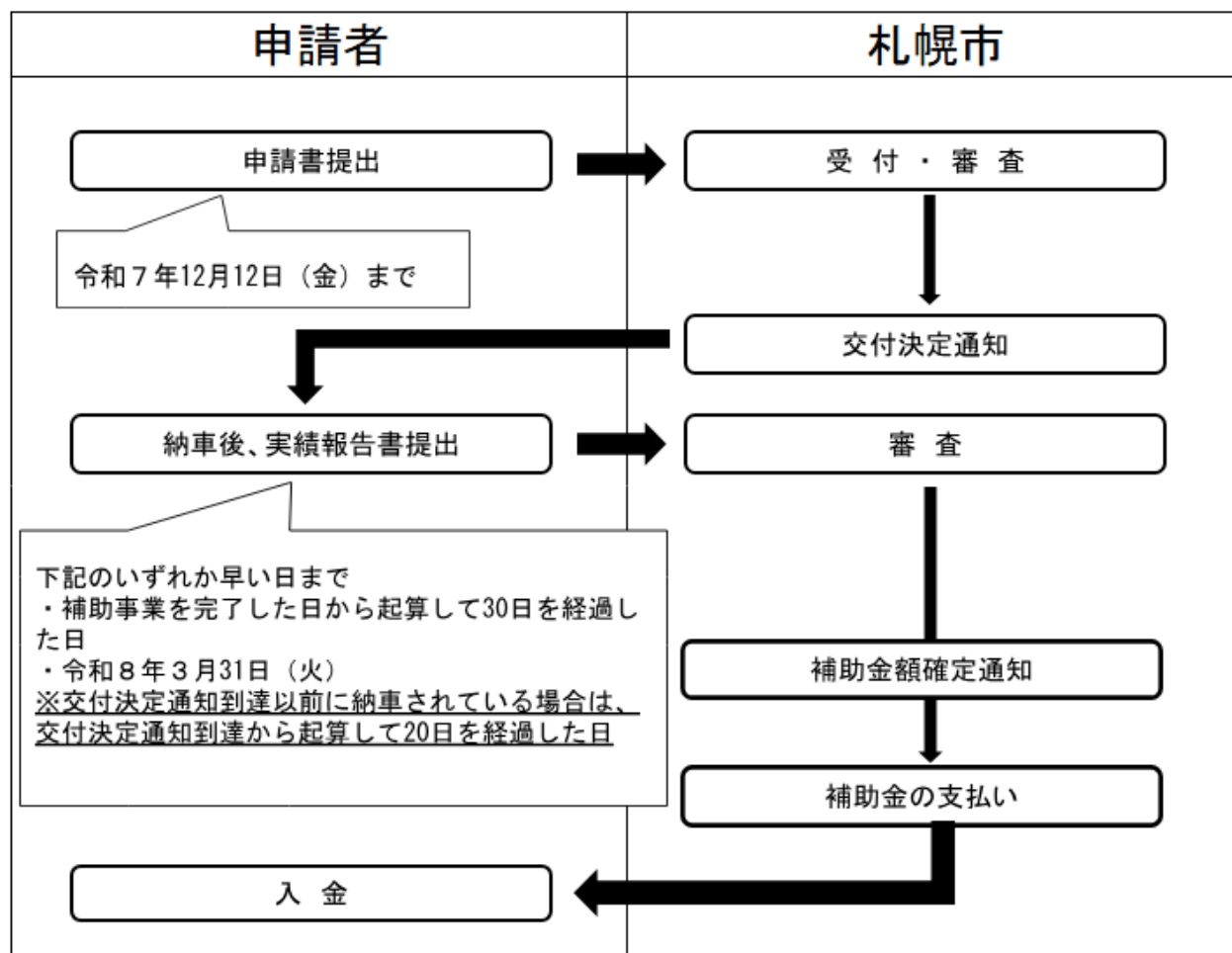
##### イ リース契約等について

交付決定後のリース契約締結によるUDタクシーの導入方法の変更は可能です。その場合、申請者が変更となるため、タクシー事業者は要綱第11条に規定する事業変更承認申請を行い、札幌市の承認を受けてください。リース事業者は変更後の内容に基づき要綱第7条に規定する交付申請を行ってください。

##### ウ 添付書類について

添付書類は、鮮明な書類を添付してください。

### 3 申請から補助金交付までの流れ



### 4 実績報告

#### (1) 提出書類

実績報告書（様式7）

#### (2) 添付書類

| 書 類 |                                        | 写し可否 |
|-----|----------------------------------------|------|
| 1   | 補助対象車両(様式7別紙1)                         | —    |
| 2   | 購入車両の自動車検査証記録事項                        | ○    |
| 3   | 購入車両に係る請求書<br>(自動車登録番号又は車両番号の記載があること。) | ○    |
| 4   | 購入車両に係る領収書<br>(自動車登録番号又は車両番号の記載があること。) | ○    |
| 5   | 【所有権留保ローン購入の場合】 ローンに係る契約書及び領収書         | ○    |

|    |                                                                                                                                               |   |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| 6  | 【リース契約の場合】当該リース契約に係る契約書                                                                                                                       | ○ |
| 7  | 【リース契約の場合】リース料金の算定根拠明細書(様式7別紙2)                                                                                                               | — |
| 8  | 【本補助金以外に交付される補助金がある場合】額が分かる書類                                                                                                                 | ○ |
| 9  | 交付決定通知書の写し                                                                                                                                    | ○ |
| 10 | ユニバーサルデザインタクシーに配置する乗務員の一覧                                                                                                                     | ○ |
| 11 | 上記10に記載した全ての乗務員の研修の修了又は資格を証する書類                                                                                                               | ○ |
| 12 | 上記10に記載した全ての乗務員の事業者と雇用関係にあることを証する書類(社員証等)<br>※ただし、上記11において、ユニバーサルドライバー研修修了証を提出した場合で、修了証に申請者(リース事業者が申請者の場合にあっては補助車両使用事業者)と同一の事業者名の記載がある場合は提出不要 | ○ |
| 13 | その他市長が必要と認める書類                                                                                                                                | — |

注1：複数車両を報告する場合

上記1～7は車両ごと、上記8～12は1部のみ書類を提出すること。

注2：リース事業者による報告の場合

リース事業者が用意する書類：上記1～4、6～9

補助車両使用事業者が用意する書類：上記10～12

(3) 提出方法

郵送、電子メール、持参(提出先は申請書と同じ。)

(4) 提出期限

補助事業を完了した日から起算して30日を経過した日または令和8年(2026年)3月31日(火)のいずれか早い日まで

※交付決定通知到達以前に納車されている場合は、交付決定通知到達から起算して20日を経過した日

(5) 備考

添付書類は、鮮明な書類を添付してください。